

加古川市マンション管理計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づくマンションの管理計画の認定等の実施に関して、同法施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者等 法第2条第4号に規定する者をいう。
- (2) マンション管理適正化指針 法第3条第2項第3号に規定する指針をいう。
- (3) 管理計画 法第5条の3に規定するマンションの管理に関する計画をいう。
- (4) 認定管理者等 法第5条の5に規定する者をいう。
- (5) 認定管理計画 法第5条の8に規定する管理計画をいう。
- (6) 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定するマンションをいう。
- (7) 長期修繕計画 規則第1条の2第1項第2号に規定する計画をいう。
- (8) センター 法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターをいう。
- (9) 適合審査 法第5条の4各号（第4号にあっては、本条第2号に規定するマンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。）に掲げる基準に適合している旨を証するために、センターが行う審査をいう。

(事前確認適合証の交付)

第3条 法第5条の3第1項の規定（法第5条の6第2項の規定により準用する場合を含む。）により認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者は、当該申請を行う前に、あらかじめ適合審査を受け、センターが発行する事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(認定の申請)

第4条 認定申請をしようとする者は、規則第1条の2第1項に規定する別記様式第一号による申請書の正本及び副本各1通に、同項に規定する書類（前条に規定するセンターの適合審査を終了したものと同一のものに限る。）を添えて市長に提出するものとする。

(認定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が法第5条の4に規定する認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとし、規則第1条の6に規定する別記様式第一号の二による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該認定申請をした者に通知するものとする。

(認定の更新)

第6条 法第5条の6第1項の規定により、管理計画の認定の更新（以下「認定の更新申請」という。）を受けようとするものは、規則第1条の7に規定する別記様式第一号の三による申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ添付書類のうち更新に係るものを添えて市長に提出するものとする。

(更新の認定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、前条の認定の更新申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとし、規則第1条の8に規定する別記様式第一号の四による通知書に申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該認定申請をした者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第8条 認定管理者等は、規則第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式第1号)の正本及び副本各1通に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

(管理計画の変更)

第9条 認定管理者等は、法第5条の7第1項に規定する管理計画の変更(前条の軽微な変更を除く。)の認定申請(以下「変更認定申請」という。)をしようとするときは、規則第1条の10に規定する別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

(変更の認定の通知)

第10条 市長は、前条の申請があった場合において、前条の変更認定申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとし、規則第1条の11に規定する別記様式第一号の六による通知書に申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該認定申請をした者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第11条 認定申請または変更認定申請をした者で、市長の認定又は変更認定を受ける前にその申請を取り下げようとする者は、管理計画の認定申請取り下げ届(様式第2号)の正本及び副本各1通を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、管理計画の認定申請、認定の更新申請又は変更認定申請に係る管理計画が認定基準に適合しない場合は、管理計画を認定しない旨の通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(管理の取りやめ)

第13条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(様式第4号)の正本及び副本各1通を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第14条 市長は、法第5条の8の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求める場合は、管理の状況報告について(依頼)(様式第5号)により行う。

2 認定管理者等が、前項の規定に基づき市長に報告する場合は、管理の状況に関する報告書(様式第6号)により行う。

(改善命令)

第15条 法第5条の9の規定による改善に必要な措置を命ずる場合は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書(様式第7号)により行う。

(認定の取消し)

第16条 法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知は、認定管理計画の認定取消通

知書（様式第8号）により行う。

（認定管理計画の公表）

第17条 認定申請をしようとする者が当該申請を行う際に、認定を受けた際の公表に同意した場合は、市長は、センターと連携して当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地及び認定コード等を公表することができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。